

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年7月26日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 萩野児童センターの平成29年度の施設管理に係る事務の執行について
- 2. 対象団体 萩野児童センター管理委員会（指定管理者）
- 3. 監査期間 平成30年5月18日から平成30年6月6日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 施設敷地内において、落下防止柵の破損により危険な箇所が認められたため、早急に対処すること。	1. 施設敷地内の危険個所について、応急措置を講じるとともに、子育て推進課と協議し、予算措置後早急に修繕等の対応により入所児童の安全を確保します。